

平成22年度 モニタリング結果報告書（平成21年度の実績のモニタリング）
 「児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること」について

平成22年8月

雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室(杉上春彦室長) [指標1]

雇用均等・児童家庭局家庭福祉課(高橋俊之課長) [指標2及び3]

1. 政策体系上の位置づけ

厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策中目標>施策小目標を設定して政策を実施しています。本施策は、施策中目標にあたり、政策の体系上の位置付けは次のとおりです。

【政策体系（図）】

基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること												
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
施策大目標 分野	の 整備 雇用 環境 及び 就業 環境	支 援 す る 社 会 の 実 現	子 ど も の 健 全 な 育 ち を	定 子 育 て 家 庭 の 生 活 の 安	整 備 児 童 虐 待 等 へ の 支 援 体 制	実 母 子 保 健 衛 生 対 策 の 充	自 立 総 合 的 な 母 子 家 庭 等 の					

施策中目標

1	児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること
---	------------------------------

※ 並列する施策中目標はありません。

【政策体系（文章）】

基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること

施策大目標4 児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること

施策中目標1 児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること

(関連施策)

「地域における子育て支援等施策の推進を図ること」（基本目標VI-施策大目標2-施策中目標1）は、子育て支援という点で、本施策と関連しています。

(予算書との関係)

本施策は、予算書の以下の項目に対応しています。

- (項) 地域子育て支援対策費：地域子育て支援対策に必要な経費（一部）
- (項) 児童虐待等防止対策費：児童虐待及び配偶者からの暴力防止対策等に必要な経費
- (項) 児童虐待等防止対策費：児童虐待及び配偶者からの暴力防止対策等の推進に必要な経費

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。主な事務事業等や設定している指標・目標値は別図（政策体系）を参照下さい。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

(施策小目標)

- (施策小目標1) 児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応の体制を充実すること
- (施策小目標2) 虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制を整備すること
- (施策小目標3) 配偶者による暴力被害者等の相談、保護及び支援のための体制を整備すること

(予算)

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (決算額)(百万円)					
次世代育成支援対策交付金 予算額 (決算額) (百万円)	33,956の内数 (33,631の内数)	36,500の内数 (36,409の内数)	37,500の内数 (37,284の内数)	38,800の内数 (37,735の内数)	36,100の内数
児童虐待等防止対策費 予算額 (決算額) (百万円)			82,123の内数 (80,871の内数)	83,480の内数 (-)	86,756の内数

3. モニタリング結果

関連する指標の動きや、あらかじめ設定した目標値の達成率等は以下のとおりでした。施策小目標ごとのモニタリング結果は、4. を参照下さい。

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関に専門職員を配置している市町村の割合 （前年度以上／平成22年度） （80%（市は全て配置）／平成26年度）					58.3%
達成率		—	—	—	—	—
2	小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置数 （上段：小規模グループケア数、下段：地域小規模数） （845か所／平成21年度） （903か所／平成22年度） （1,100か所／平成26年度）	375 (286) (89)	440 (322) (118)	503 (357) (146)	617 (446) (171)	648 (458) (190)
達成率		—	—	—	—	76.7%
3	配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数 （前年度以上／毎年度）	21,125	22,315	23,758	24,879	—
達成率		105.0%	105.6%	106.5%	104.7%	—
4	24時間365日体制が確保されている児童相談所を設置している都道府県・市割合 （100%／平成21年度（平成21年度限り））	100%	100%	100%	100%	100%
達成率		—	—	—	—	100%
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> ・指標1は、雇用均等・児童家庭局総務課の調べによる。平成21年度策定の「子ども・子育てビジョン」の目標値に合わせたものであるため、平成20年度以前の数値は記載できない。 ・指標2の目標値については、「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定） 						

より抜粋。 <ul style="list-style-type: none"> 指標 2、3 は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調べによる。指標 3 の平成 21 年度については集計中であり、9 月までに公表予定。 指標 4 は、雇用均等・児童家庭局総務課の調べによる。 						
参考統計						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	児童相談所における児童虐待相談対応件数（単位：件）	34,472	37,323	40,639	42,664	集計中
【調査名・資料出所、備考等】 <ul style="list-style-type: none"> 参考統計 1 は、大臣官房統計情報部の「福祉行政報告例」による。（平成 21 年度については集計中であり、秋頃に公表予定） 						

4. モニタリング結果（施策小目標ごと）

施策小目標ごとのモニタリング結果は以下のとおりです。

（1）施策小目標 1 「児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応の体制を充実すること」 関係

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	乳児家庭全戸訪問事業の実施市町村割合（100％／平成 21 年度）（前年度以上／平成 22 年度）（100％／平成 26 年度）			58.2	72.2	84.1
達成率		—	—	—	—	84.1%
2	養育支援訪問事業の実施市町村割合（前年度以上／毎年度）	20.6%	24.6%	42.9%	45.3%	55.4%
達成率		—	119.4%	174.4%	105.6%	122.3%
3	子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関に専門職員を配置している市町村の割合（前年度以上／平成 22 年度）（80％（市は全て配置）／平成 26 年度）					58.3%

	※施策中目標に係る指標 1 と同じ					
達成率		—	—	—	—	—
4	24時間365日体制が確保されている児童相談所を設置している都道府県・市割合（100%/平成21年度（平成21年度限り）） ※施策中目標に係る指標 4 と同じ	100%	100%	100%	100%	100%
達成率		—	—	—	—	100%
5	要保護児童対策地域協議会又は任意設置の虐待防止ネットワークを設置している市町村割合（100%/平成21年度（平成21年度限り））	51.0%	69.0%	84.1%	94.1%	97.6%
達成率		—	—	—	—	97.6%
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> ・指標1は、平成20年度までは次世代育成支援対策交付金交付決定ベース、平成21年度は雇用均等・児童家庭局総務課調べによる。事業開始が平成19年度からのため、平成17～18年度分は記載できない。 ・指標2は、平成20年度までは次世代育成支援対策交付金交付決定ベース、平成21年度は雇用均等・児童家庭局総務課調べによる。 ・指標3は、雇用均等・児童家庭局総務課調べによる。平成21年度策定の「子ども・子育てビジョン」の目標値に合わせたものであるため、平成20年度以前の数値は記載できない。 ・指標4は、雇用均等・児童家庭局総務課調べによる。 ・指標5は、雇用均等・児童家庭局総務課調べによる。 						
参考統計		H17	H18	H19	H20	H21
1	児童相談所における児童虐待相談対応件数（単位：件）	34,472	37,323	40,639	42,664	集計中
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> ・参考統計1は、大臣官房統計情報部の「福祉行政報告例」による。（平成21年度については集計中であり、秋頃に公表予定） 						

(2) 施策小目標2「虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制を整備すること」関係

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置数 （上段：小規模グループケア数、下段：地域小規模数） （845 か所／平成 21 年度） （903 か所／平成 22 年度） （1,100 か所／平成 26 年度）	375 (286) (89)	440 (322) (118)	503 (357) (146)	617 (446) (171)	648 (458) (190)
達成率		—	—	—	—	76.7
2	児童家庭支援センターの設置数 （100 か所／平成 21 年度） （104 か所／平成 22 年度） （120 か所／平成 26 年度）	59	66	68	71	78
達成率		—	—	—	—	78%
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> ・指標 1～2 の目標値については、「子ども・子育てビジョン」（平成 22 年 1 月 29 日閣議決定）より抜粋。 ・指標 1～2 は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調べによる。 						

(3) 施策小目標3「配偶者による暴力被害者等の相談、保護及び支援のための体制を整備すること」関係

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数	21,125	22,315	23,758	24,879	—
達成率		105.0%	105.6%	106.5%	104.7%	—
2	婦人相談員の設置数	904	915	980	1,018	1,042
達成率		104.3%	101.2%	107.1%	103.9%	102.4%
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人保護事業実施状況報告」（雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ） ・指標 1 の平成 21 年度については集計中であり、9 月までに公表予定。 						

5. 主な事務事業等の評価

モニタリング対象施策に関連する主な事務事業等については、事業単位で評価を行っています。評価を実施した事業は次のとおりであり、各事業の詳細な評価は別表等を参照下さい。

施策中目標「児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること」関係

別表1-1「次世代育成支援対策交付金（うち乳児家庭全戸訪問事業）」（事業評価シート）

6. 参考

本評価書中で引用した閣議決定、審議会の指摘、総務省による行政評価・監視に基づく勧告、会計検査院による指摘等や各種のデータは以下のサイトで確認できます。

サイト名について特に記載のないものは、厚生労働省ホームページです。

- 子ども・子育てビジョン（内閣府ホームページ）

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/vision/index.html>

政策評価体系上の位置付、通し番号		IV-4-1-()						
事業評価シート								
予算事業名	次世代育成支援対策交付金（うち乳児家庭全戸訪問事業）		事業開始年度	平成19年度				
担当部局・課室名 作成責任者	雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室（虐待防止対策室長 杉上春彦）							
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	児童福祉法第6条の2第4項 次世代育成支援対策推進法第11条第1項							
関係する通知、計画等	乳児家庭全戸訪問事業ガイドラインについて （雇用均等・児童家庭局長通知 平21.3.16 雇児発第0316001号） 子ども・子育てビジョン（平22.1.29 閣議決定）							
予算体系	（項）地域子育て支援対策費 （大事項）地域子育て支援等施策に必要な経費 （目）次世代育成支援対策交付金							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施							
	<input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等：（ ））							
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金（ <u>直接</u> ）（補助先：市町村（特別区を含む。）） 実施主体：市町村（特別区を含む。））							
	<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：（ ）） <input type="checkbox"/> その他（（ ））							
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 （官庁OB/役員数）	/	常勤役員数	/	非常勤役員数	/	監事等	/
	職員総数		内、官庁OB		役員報酬総額		官庁OB役員 報酬総額	
	積立金等の額		内訳		今後の 活用計画			
事業/ 制度概要	目的 （何のために）	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐためにその居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育つ環境整備を図ることを目的とする。						
	対象 （誰/何を対象に）	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭						
	事業/制度内容 （手段、手法など）	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、次の支援を行う。 ・親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。 ・育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供を行う。						
コスト	平成22年度予算		人件費					
	事業費	36,100 の内数 百万円	}	職員構成	概算人件費 （平均給与×従事 職員数）	従事職員数		
	人件費	百万円		担当正職員	千円	人		
総計	36,100 の内数 百万円	臨時職員他		千円	人			
予算額推移等 （財源内訳/ 単位百万円）	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	36,409の内数	72,818の内数					
	H19(決算上の不用額)	91の内数						
	H20(決算額)	37,284の内数	74,568の内数					
	H20(決算上の不用額)	216の内数						
	H21(予算(補正込))	38,800の内数	77,600の内数					
	H21(決算見込)	37,735の内数	75,470の内数					
H22予算	36,100の内数	722,00の内数						
平成22年度 予算 （補助金の場合は負担 割合等も）	補助金 補助率：定額（1/2相当） 一般会計							

政策評価体系上の位置付、通し番号		IV-4-1-()												
事業評価シート														
予算事業名	次世代育成支援対策交付金（うち乳児家庭全戸訪問事業）	事業開始年度	平成19年度											
担当部局・課室名 作成責任者	雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室（虐待防止対策室長 杉上春彦）													
事業/制度の 必要性	近年の子育て家庭は、核家族化、地域のつながりの希薄化、男性の育児参加の不足などを背景として、子育ての孤立感や不安感、負担感を募らせることが多いため、深刻な状態に陥る前に不安感等を解消していくためにも重要な取組である。													
他省庁、自治体、民間 等における類似事業														
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担														
アウトプット	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績									
	活動実績 乳児家庭全戸訪問事業の実施市町村	市町村数	1,063	1,247	1,512									
	予算執行率	%												
アウトカム	【指標】（達成水準／達成時期）	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】									
	達成目標 （指標、達成水準/ 達成時期）、 実績 乳児家庭全戸訪問事業の実施市町村割合	%	58.2	72.2	84.1									
事業/制度の 自己評価 （アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及）	実施市町村については、毎年度10%以上で増加しており、本事業が着実に普及してきている。													
今後の方向性	見直しの方向性 （より効率的・効 果的な事業とする 観点から） （担当部局案）	本事業については、「子ども・子育てビジョン」において、平成26年度までに全市町村で実施することが目標として掲げられており、この目標値を踏まえ事業目的を達成するために、引き続き事業実施が必要。												
	平成23年度予算の 方針（担当部局案）	<table border="0"> <tr> <td>（見直しの上）</td> <td>廃止</td> <td>増額</td> <td>現状維持</td> <td>減額</td> </tr> <tr> <td>（見直しをせず）</td> <td>現状維持</td> <td colspan="3">（※本事業は、次世代育成支援対策交付金の内数である。）</td> </tr> </table>				（見直しの上）	廃止	増額	現状維持	減額	（見直しをせず）	現状維持	（※本事業は、次世代育成支援対策交付金の内数である。）	
（見直しの上）	廃止	増額	現状維持	減額										
（見直しをせず）	現状維持	（※本事業は、次世代育成支援対策交付金の内数である。）												
比較参考値 （諸外国での類似事業 の例など）														
特記事項 （事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等）	<p>平成19年度 生後4か月までの全戸訪問事業として制度開始 平成21年度 乳児家庭全戸訪問事業として児童福祉法に規定</p> <p>「子ども・子育てビジョン」の別添1「施策の具体的内容」において、「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を実施する」とし、また、平成26年度までに全市町村での実施が目標として掲げられている。</p>													

*アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載

①施策目標番号	②責任課室(課室長名)	③施策中目標	④施策中目標及び施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標(アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値(達成水準/達成時期)	⑧最新値(年度)【達成率】										
基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること																	
VI-4-1	雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室(虐待防止対策室長: 杉上春彦)	VI-4 児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること	VI-4-1 児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること	＜施策中目標に係る指標＞													
				1	子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の調整機関に専門職員を配置している市町村の割合	前年度以上/平成22年度 80%(市は全て配置)/平成26年度(※)	58.3%(21年度) 【一】										
				2	小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置数	845か所/平成21年度 903か所/平成22年度 1,100か所/平成26年度(※)	648か所(21年度) 【76.7%】										
				3	配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数	前年度以上/毎年度	24,879件(20年度) 【104.7%】										
			4	24時間365日体制が確保されている児童相談所を設置している都道府県・市割合	100%/平成21年度(平成21年度限り)	100%(21年度) 【100%】											
			施策小目標1	児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応の体制を充実すること	＜施策小目標に係る指標＞												
				・乳児家庭全戸訪問事業 ・次世代育成支援対策交付金	乳児家庭全戸訪問事業の実都市町村割合	100%/平成21年度 前年度以上/平成22年度 100%/平成26年度(※)	84.1%(21年度)										
				・養育支援訪問事業 ・次世代育成支援対策交付金	養育支援訪問事業の実都市町村割合	前年度以上/毎年度	55.4%(21年度) 【122.3%】										
				・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ・次世代育成支援対策交付金	子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の調整機関に専門職員を配置している市町村の割合 ※施策中目標に係る指標1と同じ	前年度以上/平成22年度 80%(市は全て配置)/平成26年度(※)	58.3%(21年度) 【一】										
				・児童虐待防止対策支援事業 ・24時間・365日体制強事業	24時間365日体制が確保されている児童相談所を設置している都道府県・市割合 ※施策中目標に係る指標4と同じ	100%/平成21年度(平成21年度限り)	100%(21年度) 【100%】										
				・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ・次世代育成支援対策交付金	要保護児童対策地域協議会又は任意設置の虐待防止ネットワークを設置している市町村割合	100%/平成21年度(平成21年度限り)	97.6%(21年度)										
			施策小目標2	虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制を整備すること	＜施策小目標に係る指標＞												
	・小規模グループケアの実施 ・地域小規模児童養護施設の実施 ・児童家庭支援センター等運営事業	小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置数 ※施策中目標に係る指標2と同じ	845か所/平成21年度 903か所/平成22年度 1,100か所/平成26年度(※)	648か所(21年度) 【76.7%】													
		児童家庭支援センターの設置数	100か所以上/平成21年度 104か所/平成22年度 120か所/平成26年度(※)	78か所(21年度) 【78.0%】													
施策小目標3	配偶者による暴力被害者等の相談、保護及び支援のための体制を整備すること	＜施策小目標に係る指標＞															
	・婦人保護事業 ・婦人相談員活動強化事業	配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数 ※施策中目標に係る指標3と同じ	前年度以上/毎年度	24,879件(20年度) 【104.7%】													
		婦人相談員の設置数	前年度以上/毎年度	1,042人(20年度) 【102.4%】													
評価予定表						備考											
<table border="1"> <tr> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>実績【重】</td> <td>実績【重】</td> <td>実績【重】</td> <td>モニ総合</td> <td>実績</td> </tr> </table>						19	20	21	22	23	実績【重】	実績【重】	実績【重】	モニ総合	実績	(※) 子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)より	
19	20	21	22	23													
実績【重】	実績【重】	実績【重】	モニ総合	実績													